

## 申請に対する処分

処分名	一般廃棄物処分業の許可
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第4項
所管課	環境対策課

### 1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

一般廃棄物の処分を業として行おうとする人又は団体

(2) 申請の方法

「一般廃棄物処分業許可申請書」(奄美市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第8条に規定)に、当該様式に掲げる書類を添付して提出する。

(3) 許認可等の要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4の要件に該当していること。(別資料参考)

「一般廃棄物収集運搬業許可申請書」(奄美市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第8条に規定)の添付書類に納税証明書(完納を証明するもの)が必要であり、市税の完納が要件となる。

### 2 標準処理時間

30日

(別資料)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽

法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ オに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、オの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の

理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で政令で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- (4) 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)  
(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）

を業として行う場合

ア 施設に係る基準

(ア) 浄化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には，当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。），焼却施設その他の処理施設を有すること。

(イ) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には，その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ，当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(ウ) 保管施設を有する場合には，搬入された一般廃棄物が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

イ 申請者の能力に係る基準

(ア) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(イ) 一般廃棄物の処分を的確に，かつ，継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

ア 施設に係る基準

(ア) 埋立処分を業として行う場合には，一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(イ) 海洋投入処分を業として行う場合には，一般廃棄物の海洋投入

処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

イ 申請者の能力に係る基準

(ア) 一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(イ) 一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

奄美市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第8条 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可若しくは更新許可又は事業の範囲の変更許可を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬業許可（更新許可・事業範囲の変更許可）申請書（別記第1号様式）、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は浄化槽清掃業許可申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 納税証明書（完納を証明するもの）
- (3) 従業員名簿
- (4) 事業の用に供する自動車の車検証の写し
- (5) 事業計画の概要を記載した書類
- (6) 事業所及び事務所の見取り図
- (7) 法人の場合は定款（写）及び寄付行為及び登録事項証明書
- (8) 戸籍抄本 個人の場合
- (9) 印鑑登録証明書（法人にあって、代表者のものとし、登録している印鑑を使用すること。）
- (10) 業務経歴

- (11) 決算報告書 個人の場合
- (12) 誓約書
- (13) 自動車写真
- (14) 施設及び機材等検査報告
- (15) その他市長が必要と認める書類